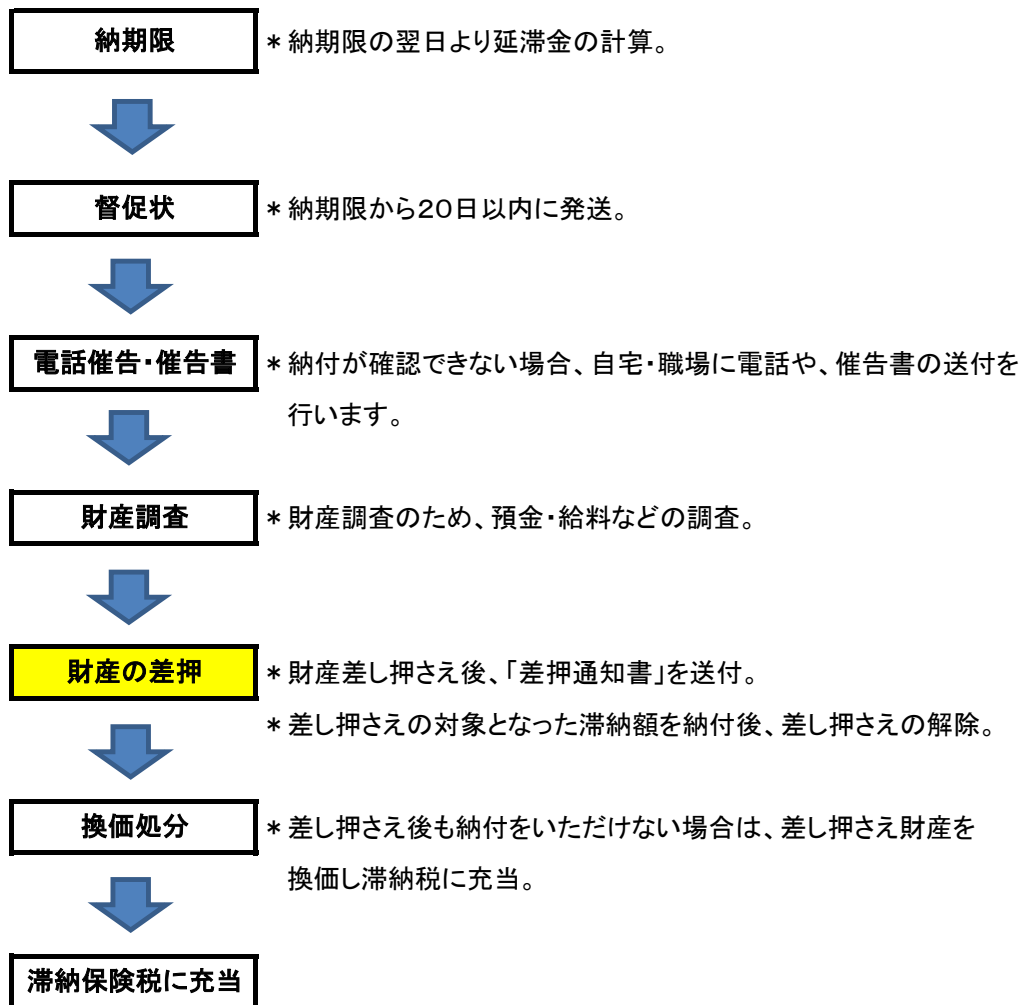


滞納処分

滞納処分とは

国保税を、定められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。督促状や催告書などで、自主納付をお願いしても納付がない場合は、税負担の公平性を保つため、やむを得ず財産の差し押さえをします。それでも納付に応じていただけない場合、差し押さえた財産を未納保険税に充てる一連の手続きを「滞納処分」といいます。

滞納処分の流れ



特別な事情で納付が難しいときは

失業や災害など、特別な事情により保険税の納付が困難なときは、申請により翌年5月までの完納を目処にした「分割納付」もできます。滞納のまま放置せず、お早めに健康保険課窓口にてご相談ください。

※窓口相談する際、持参するもの

- ①印かん
- ②納税通知書
- ③納税が難しい事情を説明できる資料(例、給与明細書・預貯金通帳など)